

水道のご利用にあたって

令和2年4月1日から施行された民法の「定型約款」に関する規定に基づき、「[大阪市水道事業給水条例](#)」、「[大阪市水道事業給水条例施行規程](#)」が、大阪市の水道のご使用にあたっての契約内容となります。

水道料金の仕組みと料金及び計算式などについて

[水道料金の仕組みと料金](#)を、確認ください。

ご使用日数（開始の場合は、水道の使用開始日から最初のメータ検針日までの日数。中止の場合は、前回メータ検針日の翌日から水道の使用中止日までの日数）によって、料金を算出する際の計算月数が異なります。

- ・ ご使用日数が15日以下の場合 計算月数 0.5か月
- ・ ご使用日数が16日以上の場合 計算月数 1か月

計算月数が0.5か月か1か月かによってご負担いただく基本料金及び適用する料金表が異なります。詳しくは、[水道料金・下水道使用料早見表と計算式](#)をご確認ください。

ご準備いただくもの

水道の中止のお申込みをされる際は、調定番号をご準備ください。

調定番号は、[【ご使用水量等のお知らせ】](#)や[【領収証書】](#)等に記載されています。

なお、調定番号がご不明の場合は、[大阪市行政オンラインシステム](#)からお問合せいただけます。